

鳥取県監査委員公告第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、平成23年度決算に係る定期監査を執行したので、同条第9項に規定する監査の結果に関する報告及び同条第10項に規定する意見を次のとおり公表する。

平成24年11月19日

鳥取県監査委員 岡 本 康 宏
鳥取県監査委員 伊 木 隆 司
鳥取県監査委員 湯 口 夏 史
鳥取県監査委員 興 治 英 夫
鳥取県監査委員 前 田 八 壽 彦

第1 監査結果報告

1 監査の概要

(1) 監査の対象及び着眼点

監査は、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を対象とし、これらが適正かつ効率的に行われているかを主な着眼点として実施した。

(2) 監査の実施方法

監査は、次に掲げる方法により実施した。

ア 実地監査

監査対象機関に出向くことを基本とし、関係書類や事業等の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取して行う監査

イ 書面監査

監査対象機関に関係書類の提出を求め、必要に応じて関係者から説明を聴取して行う監査

(3) 監査対象機関の数

区 分	監査対象 機関の数	監 査 を 実 施 した機関の数	左 の 内 訳	
			実地監査	書面監査
知 事 部 局	138	138	122	16
企 業 局	3	3	3	0
病 院 局	3	3	3	0
教 育 委 員 会	50	50	25	25
警 察 本 部	10	10	5	5
委 員 会 等	3	3	2	1
県 議 会 事 務 局	1	1	1	0
合 計	(208) 208	(208) 208	(187) 161	(21) 47

注1 機関の数は、総合事務所の各局を1機関とし、農林総合研究所の企画総務部及び各試験場を1機関としている。

2 合計欄の（ ）は前年度の数である。

(4) 監査実施期間

平成24年4月17日から同年9月12日まで

(5) 監査の執行者

監査執行者は、次のとおりである。

監査委員 岡本 康宏
同 伊木 隆司
同 湯口 夏史

同 興治 英夫
同 前田 八壽彦

なお、地方自治法第199条の2（監査執行上の除斥）の規定により、監査委員 岡本康宏は、農林水産部及び各総合事務所農林局、監査委員 興治英夫及び前田八壽彦は、県議会事務局について監査を行っていない。

2 監査結果

(1) 概要

全体としてはおおむね適正に処理されていたが、一部の事務処理について不適正な事項があったので、その度合いが重大なもの又は著しく妥当性を欠くもの等を指摘事項とし、その内容を公表するとともに、別途文書により該当する部局長及び監査対象機関の長に対し、今後適切な取扱い又は改善を行うよう通知し、その処理方針について回答を求めた。

なお、指摘事項の内容は、(2)の実施機関別の状況に記載している。

監査処置基準（抜粋）

指 摘	1 法令（条例、規則その他の規程を含む。以下同じ。）に違反したもの又は不当なもので、重大なもの
	2 著しく妥当性を欠くもの
	3 著しく不経済又は非効率なもの

また、次に掲げる不適正の度合いが比較的軽易なものを注意事項として、該当する部局長及び監査対象機関の長に対し、別途文書により是正を求め、又は注意を喚起した。

ア 収入事務

調定の漏れ又は調定金額の誤り、調定の遅延、多額の未収金その他の収入事務手続の不適正

イ 支出事務

支出金額の誤り、契約何への債務負担行為の議決書等の写しの未添付その他の支出事務手続の不適正

ウ 契約事務

発注何の未作成、契約書への条項の記載漏れ、契約書に定める書類の未受理、検査員の任命何の未作成その他の契約事務手続の不適正

エ 補助金等事務

交付申請書の受理の遅延、実績報告書の受理の遅延、額の確定の遅延その他の補助金等に係る事務手続の不適正

オ 工事の執行事務

協議権者の承認のない工事内容変更指示

カ 財産管理事務

郵券印紙受払簿の確認の不備、タクシーチケット利用承認（報告）簿の確認の不備、行政財産使用許可簿の未整備その他の財産管理事務手続の不適正

キ その他の事務

歳入歳出外現金の証拠書類の未編さんその他の事務手続の不適正

(2) 実施機関別の状況

ア 未来づくり推進局

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 関	実 施 日	実 施 方 法
未 来 戦 略 課	平成24年9月11日	実 地 監 査
広 報 課	平成24年8月10日	〃
県 民 課	平成24年8月30日	〃
鳥 取 力 創 造 課	平成24年9月6日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

イ 危機管理局

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
危機管理政策課	平成24年8月29日	実地監査
危機対策・情報課	〃	〃
消防防災課	〃	〃
消防防災航空センター	平成24年8月20日	書面監査
消防学校	平成24年5月10日	実地監査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

ウ 総務部

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
総務課	平成24年9月12日	実地監査
財政課	平成24年9月11日	〃
政策法務課	平成24年9月10日	書面監査
税務課	平成24年8月6日	実地監査
営繕課	平成24年8月9日	〃
東京本部	平成24年4月17日	〃
関西本部	〃	〃
名古屋本部	平成24年4月18日	〃
人事企画課	平成24年8月22日	〃
業務効率推進課	平成24年8月8日	〃
財源確保推進課	平成24年9月6日	〃
職員人材開発センター	平成24年6月7日	〃
福利厚生課	平成24年8月22日	〃
人権・同和対策課	平成24年8月6日	〃
公文書館	平成24年9月10日	書面監査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

[指摘事項]

- 行政財産使用料（建物）について、調定が遅延していた。（関西本部）
- 普通財産（建物）について、解体撤去に係る事務手続終了報告が遅延していた。（財源確保推進課）
- 雑入（過年度恩給過払返納金）について、依然として多額の未収金があった。（福利厚生課）
- 専修学校等奨学資金貸付金元利収入について、調定を行っていないものがあった。（人権・同和対策課）
- 鳥取県専修学校等奨学資金貸付金について、未収金の額は増加しており、依然として多額の未収金があった。（人権・同和対策課）

エ 企画部

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
企画課	平成24年9月12日	実地監査
教育・学術振興課	平成24年8月21日	〃
新生公立大学設立準備室	〃	〃
統計課	平成24年8月10日	〃
男女共同参画推進課	平成24年8月22日	〃
情報政策課	平成24年8月9日	〃
自治振興課	平成24年9月4日	〃
中山間振興・定住促進課	平成24年8月6日	〃
交通政策課	平成24年8月30日	〃
男女共同参画センター	平成24年5月9日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

オ 文化観光局

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
文化政策課	平成24年9月11日	実地監査
交流推進課	平成24年8月6日	〃
観光政策課	平成24年8月8日	〃
国際観光推進課	〃	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

カ 福祉保健部

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
福祉保健課	平成24年9月11日	実地監査
障がい福祉課	平成24年8月29日	〃
長寿社会課	平成24年9月6日	〃
子育て応援課	平成24年8月30日	〃
青少年・家庭課	〃	〃
子ども発達支援課	平成24年9月6日	〃
健康政策課	平成24年8月10日	〃
医療政策課	平成24年8月30日	〃
医療指導課	〃	〃
保育専門学院	平成24年8月8日	書面監査
福祉相談センター	平成24年5月16日	実地監査
倉吉児童相談所	平成24年4月24日	〃
米子児童相談所	平成24年5月10日	〃
喜多原学園	平成24年4月24日	〃
皆成学園	平成24年5月15日	〃
総合療育センター	平成24年4月25日	〃
鳥取療育園	平成24年7月10日	書面監査
中部療育園	平成24年5月15日	実地監査

精神保健福祉センター	平成24年5月16日	実地監査
鳥取看護専門学校	平成24年9月3日	書面監査
倉吉総合看護専門学校	平成24年5月15日	実地監査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

[指摘事項]

- 心身障がい者扶養共済事業収入（加入者掛金）について、依然として多額の未収金があった。（障がい福祉課）
- 鳥取県障害者手帳発行・管理システムサーバーに係るハウジングサービス提供業務委託契約について、契約書に定める履行報告（業務実績報告書）の受理が遅延していた。（障がい福祉課）
- 鳥取県安心子ども基金特別対策事業補助金（保育所緊急整備事業）について、事業年度が当該年度を越えると判明しているにもかかわらず、債務負担行為を設定せずに年度を超えた交付決定を行っていた。（子育て応援課）
- 雑入（児童扶養手当返納金）について、未収金の額は増加しており、依然として多額の未収金があった。（青少年・家庭課）
- 雑入（看護職員修学資金等貸付金返還金等）について、未収金の額は増加しており、依然として多額の未収金があった。（医療政策課）
- 児童福祉費負担金について、未収金の額は増加しており、依然として多額の未収金があった。（倉吉児童相談所）
- 児童福祉費負担金について、依然として多額の未収金があった。（米子児童相談所）
- 過誤徴収した福祉型短期入所サービス費の還付について、償還金、利子及び割引料の科目で支出すべきところを、過徴収分と給付費との相殺で処理していた。（皆成学園）

キ 生活環境部

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
環境立県推進課	平成24年9月12日	実地監査
水・大気環境課	平成24年9月6日	〃
衛生環境研究所	平成24年6月12日	〃
循環型社会推進課	平成24年8月24日	〃
景観まちづくり課	平成24年8月30日	〃
公園自然課	平成24年8月24日	〃
砂丘事務所	平成24年8月29日	〃
くらしの安心推進課	〃	〃
消費生活センター	平成24年8月9日	書面監査
住宅政策課	平成24年9月4日	実地監査
食肉衛生検査所	平成24年8月22日	書面監査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

[指摘事項]

- 雑入（県営住宅明渡し訴訟に係る損害賠償金）について、未収金の額は増加しており、依然として多額の未収金があった。（住宅政策課）
- 宅地建物取引主任者証交付申請手数料に係る証紙収入について、平成23年度下期分の証紙収入状況報告額に誤りがあった。（住宅政策課）

ク 商工労働部

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
商工政策室	平成24年9月6日	実地監査
経済通商総室	〃	〃
雇用人材総室	〃	〃
産業振興総室	〃	〃
市場開拓課	平成24年8月9日	〃
食のみやこ推進課	〃	〃
倉吉高等技術専門学校	平成24年5月9日	〃
米子高等技術専門学校	平成24年8月20日	書面監査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

[指摘事項]

- 食のみやこ鳥取県PR番組の制作・放送業務に係る委託契約について、契約書に定める放送確認書の受理が遅延していた。(食のみやこ推進課)

ケ 農林水産部

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
農政課	平成24年9月4日	実地監査
農業大学校	平成24年6月12日	〃
経営支援課	平成24年8月9日	〃
生産振興課	平成24年8月10日	〃
畜産課	平成24年8月29日	〃
農地・水保全課	平成24年8月30日	〃
森林・林業総室	平成24年8月29日	〃
全国豊かな海づくり大会推進課	平成24年8月24日	〃
農林総合研究所		
企画総務部	平成24年7月20日	書面監査
農業試験場	平成24年5月9日	実地監査
園芸試験場	平成24年7月20日	書面監査
畜産試験場	〃	〃
中小家畜試験場	平成24年4月24日	実地監査
林業試験場	平成24年5月9日	〃
水産課・とっとり賀露かっこ館	平成24年8月24日	〃
鳥取家畜保健衛生所	平成24年7月10日	書面監査
倉吉家畜保健衛生所	平成24年5月15日	実地監査
西部家畜保健衛生所	平成24年4月25日	〃
境港水産事務所	平成24年4月24日	〃
水産試験場	平成24年7月17日	書面監査
栽培漁業センター	平成24年4月25日	実地監査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

[指摘事項]

- ようこそ「食のみやこ鳥取県」販売拠点整備・学校給食食材コーディネーター業務事業に係る委託契約について、契約締結が遅延していた。(農政課)
- 食のみやこ鳥取県ブランド商品開発・販路開拓業務委託事業に係る委託契約について、契約締結が遅延していた。(農政課)
- 農業改良資金貸付金について、依然として多額の未収金があった。(経営支援課)
- 物品(片袖机外)の貸付けについて、物品貸付伺の作成等の一連の事務手続を行っていなかった。(生産振興課)

コ 県土整備部

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
県土総務課	平成24年9月11日	実地監査
技術企画課	平成24年8月9日	〃
道路企画課	平成24年9月4日	〃
道路建設課	〃	〃
河川課	平成24年8月10日	〃
治山砂防課	〃	〃
空港港湾課	平成24年8月9日	〃
鳥取空港管理事務所	平成24年5月16日	〃
鳥取港湾事務所	平成24年7月5日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

[指摘事項]

- 雑入(河川法第67条による原因者負担金)について、依然として多額の未収金があった。(河川課)
- 行政財産使用料(土地)について、調定が遅延しているものがあった。(鳥取空港管理事務所)
- 港湾施設使用料について、未収金の額は増加しており、依然として多額の未収金があった。(鳥取港湾事務所)
- 財産貸付収入について、依然として多額の未収金があった。(鳥取港湾事務所)

サ 行政監察監

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
行政監察課	平成24年8月21日	実地監査
公益法人・団体指導課	平成24年8月22日	〃
工事検査課	平成24年8月21日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行は、おおむね適正であると認められた。

シ 総合事務所

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
東部総合事務所		

	県民局	平成24年7月25日	実地監査
	県税局	平成24年9月10日	書面監査
	福祉保健局	平成24年7月25日	実地監査
	生活環境局	〃	〃
	農林局	平成24年7月26日	〃
	県土整備局	〃	〃
八頭総合事務所			
	県民局	平成24年6月6日	実地監査
	農林局	〃	〃
	県土整備局	〃	〃
中部総合事務所			
	県民局	平成24年7月12日	実地監査
	県税局	平成24年9月10日	書面監査
	福祉保健局	平成24年7月12日	実地監査
	生活環境局	〃	〃
	農林局	平成24年7月13日	〃
	県土整備局	〃	〃
西部総合事務所			
	県民局	平成24年7月18日	実地監査
	県税局	〃	〃
	福祉保健局	〃	〃
	生活環境局	〃	〃
	農林局	平成24年7月19日	〃
	県土整備局	〃	〃
日野総合事務所			
	県民局	平成24年5月22日	実地監査
	福祉保健局	〃	〃
	農林局	平成24年5月23日	〃
	県土整備局	〃	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 家屋等貸付料について、依然として多額の未収金があった。（東部総合事務所生活環境局）
- 母子・寡婦福祉資金貸付金について、依然として多額の未収金があった。（中部総合事務所福祉保健局）
- 雑入（保護費返還金徴収金）について、未収金の額は増加しており、依然として多額の未収金があった。（中部総合事務所福祉保健局）
- 家屋等貸付料について、未収金の額は増加しており、依然として多額の未収金があった。（中部総合事務所生活環境局）
- 雑入（保護費返還金徴収金）について、未収金の額は増加しており、依然として多額の未収金があった。（西部総合事務所福祉保健局）
- 家屋等貸付料について、依然として多額の未収金があった。（西部総合事務所生活環境局）
- 国営大山山麓土地改良事業に係る農地費負担金について、未収金の額は増加しており、依然として多額の未収金があった。（西部総合事務所農林局）

- 国営大江山麓土地改良事業に係る農地費負担金の延滞金について、未収金の額は増加しており、依然として多額の未収金があった。（西部総合事務所農林局）

ス 会計管理者

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
会計局	平成24年9月4日	実地監査
庶務集中局	〃	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

セ 企業局

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
企業局	平成24年7月5日及び6日	実地監査
東部事務所	〃	〃
西部事務所	〃	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

ソ 病院局

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
病院局	平成24年7月6日	実地監査
中央病院	〃	〃
厚生病院	〃	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

[指摘事項]

- 鳥取県立厚生病院検査室機器総合リース業務に係る契約外2件について、債務負担行為の限度額を超えて執行していた。（厚生病院）

タ 教育委員会

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
教育総務課	平成24年9月12日	実地監査
教育環境課	平成24年8月8日	〃
小中学校課	平成24年8月10日	〃
特別支援教育課	平成24年8月22日	〃
教育センター	平成24年7月30日	書面監査
高等学校課	平成24年8月22日	実地監査
家庭・地域教育課	平成24年8月9日	〃
図書館	平成24年6月7日	〃
人権教育課	平成24年8月24日	〃
文化財課	平成24年8月10日	〃

博 物 館	平成24年7月5日	〃
スポーツ健康教育課	平成24年8月30日	〃
東 部 教 育 局	平成24年5月16日	〃
中 部 教 育 局	平成24年7月5日	書 面 監 査
西 部 教 育 局	平成24年7月30日	〃
船上山少年自然の家	〃	〃
大 山 青 年 の 家	平成24年6月12日	実 地 監 査
埋蔵文化財センター	平成24年5月9日	〃
むきばんだ史跡公園	平成24年5月10日	〃
鳥取東高等学校	平成24年7月10日	書 面 監 査
鳥取西高等学校	平成24年7月5日	〃
鳥取商業高等学校	〃	〃
鳥取工業高等学校	平成24年5月10日	実 地 監 査
鳥取湖陵高等学校	平成24年7月10日	書 面 監 査
鳥取緑風高等学校	平成24年5月10日	実 地 監 査
青 谷 高 等 学 校	平成24年7月5日	書 面 監 査
岩 美 高 等 学 校	平成24年8月8日	〃
八 頭 高 等 学 校	平成24年5月10日	実 地 監 査
智頭農林高等学校	平成24年8月8日	書 面 監 査
倉吉東高等学校	平成24年5月9日	実 地 監 査
倉吉西高等学校	平成24年8月9日	書 面 監 査
倉吉農業高等学校	平成24年4月24日	実 地 監 査
倉吉総合産業高等学校	平成24年8月8日	書 面 監 査
鳥取中央育英高等学校	平成24年7月30日	〃
米子東高等学校	平成24年4月25日	実 地 監 査
米子西高等学校	平成24年7月30日	書 面 監 査
米子高等学校	平成24年8月8日	〃
米子南高等学校	〃	〃
米子工業高等学校	〃	〃
米子白鳳高等学校	平成24年4月25日	実 地 監 査
境 高 等 学 校	平成24年4月24日	〃
境港総合技術高等学校	平成24年8月16日	書 面 監 査
日 野 高 等 学 校	平成24年8月20日	〃
鳥 取 盲 学 校	平成24年8月8日	〃
鳥 取 聾 ^{ろう} 学 校	平成24年5月9日	実 地 監 査
鳥 取 養 護 学 校	平成24年8月8日	書 面 監 査
白 兔 養 護 学 校	〃	〃
倉 吉 養 護 学 校	〃	〃
皆 生 養 護 学 校	平成24年4月25日	実 地 監 査
米 子 養 護 学 校	平成24年8月8日	書 面 監 査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

[指摘事項]

- 鳥取県育英奨学資金貸付金について、未収金の額は増加しており、依然として多額の未収金がある。

あった。(人権教育課)

- 雑入(進学奨励資金貸付金返還金)について、依然として多額の未収金があった。(人権教育課)

チ 警察本部

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
警察本部	平成24年9月11日	実地監査
鳥取警察署	平成24年9月3日	書面監査
郡家警察署	〃	〃
智頭警察署	平成24年7月5日	実地監査
浜村警察署	平成24年9月3日	書面監査
倉吉警察署	平成24年5月9日	実地監査
八橋警察署	平成24年9月3日	書面監査
米子警察署	平成24年4月25日	実地監査
境港警察署	平成24年9月3日	書面監査
黒坂警察署	平成24年5月22日	実地監査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

[指摘事項]

- 過料等(放置違反金等)について、未収金の額は増加しており、依然として多額の未収金があった。(警察本部)

ツ 委員会等

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
監査委員事務局	平成24年9月4日	実地監査
人事委員会事務局	平成24年8月8日	書面監査
労働委員会事務局	平成24年9月11日	実地監査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

テ 県議会事務局

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
県議会事務局	平成24年9月11日	実地監査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

第2 監査意見

1 危機管理局

災害情報の収集、共有化と提供体制について(危機対策・情報課)

現在、災害時における県と市町村等の行政機関との情報共有手段は、専ら電話、ファクシミリ、電子メールであり、これらの情報手段により、災害情報の収集、共有化を図っている。

また、災害情報の県民への提供については、県が取りまとめた後、メディアへの資料提供、ホームページへの掲載、携帯メールへの発信等により伝達している。

このような情報収集、提供体制の場合、情報の収集と閲覧が同時に行われなため、行政機関同士の十分な情報の共有化が図りにくいこと、また、一旦、^{たん}情報を取りまとめた上で、県民へ提供することとなるため、迅速性の確保に懸念が生じるといった問題点がある。

については、災害情報について県や市町村等の行政機関が共通で活用できる電子情報システムを構築し、行政機関における情報の収集、共有化を効果的に行うとともに、収集情報の整理や多様な媒体を活用した情報提供が自動的にされるような体制づくりを検討されたい。

2 総務部

未利用財産の有効活用について（財源確保推進課）

平成23年度に実施した定期監査において、遊休状態と思われる土地が確認され、財産が有効に利用されているとはいえない状況が見受けられたこと等から、平成24年度の定期監査の重点事項として公有財産（土地及び建物）の利用状況を調査した。

その結果、次のような改善すべき事項が認められた。

ア 未利用財産の利活用方策等の検討について

未利用財産の中には、美術館建設予定地や砂丘博物館予定敷地のように、計画していた施設整備が中止となったこと等により所管課で管理しているものがあつた。

しかし、これらの財産を管理している所管課の利活用の方針は不明確であつた。

所管課で管理しているこれらの未利用財産は、財源確保推進課が引き継いだ上で関係機関と連携して利活用方策を検討すべきと考える。

については、利活用の方針が不明確な未利用財産に関して、今後、設置が予定されている「県有資産マネジメント推進委員会」で外部の有識者の意見も踏まえながら利活用方策等の全庁的な協議・検討を行われたい。

イ 未利用財産の把握について

公有財産の中には、障害者体育センターのグラウンドや鳥取砂丘こどもの国の用地のように、明確な使用目的がないにもかかわらず、所管課等が未利用財産として把握していないものがあつた。

このような財産が存在するのは、未利用財産の把握が各機関からの報告に基づいていることや各機関の財産の有効利用に対する意識が低いことも一因と考える。

については、公有財産の利用状況に係る検証や評価を定期的かつ客観的に行い、未利用財産の実態を明らかにすることにより、未利用財産が長期間にわたり放置されることのないような仕組みを検討されたい。

ウ 未利用財産の売却について

未利用財産の中には、境界未確定等のため売却手続を行っていないものや公売を実施したものの未売却となっているものがあつた。

売却手続を行っていないものについては、境界確定に向けて引き続き関係者と協議する必要がある。また、公売で不落札となっているものについては、売却地に関しての周知や再入札を実施する必要がある。

については、売却の障害となっている事項を解消するなど売却に関する環境を整備し、未利用財産の売却がより一層進むよう努められたい。

エ 公有財産管理事務に関する支援体制について

各機関の所管する未利用財産の中には、境界の確定や権利関係の整理業務に時間を要することから引継ぎ等の事務処理が進んでいない状況が見受けられた。

各機関には、これらの業務に必要な経験や知識を持った者は少ないと思われる。

については、各機関における公有財産管理事務が円滑に実施できるよう、境界の確定や権利関係の整理等の業務に関して支援が行えるような体制を検討されたい。

3 企画部

鳥取情報ハイウェイの有効活用について（情報政策課）

鳥取情報ハイウェイは、平成16年4月より全面運用し、県内の情報通信の基幹回線として、通信サービスを円滑に提供している。

この回線は岡山県まで接続されており、行政・大学等を中心に接続機関は128機関、ネットワーク設定数は996件と利用拡大が進み、行政や地域の高度情報化を進めている。

一方、情報ハイウェイの整備は、当初約20億円という多額な費用をかけており、維持費についても年に1億円程度の費用が必要となっている。

また、情報ハイウェイは、高速大容量の通信が可能で、高いセキュリティが確保できるなどのメリットがあるとされているにもかかわらず、現在、その容量に対し、通常の使用量は各区間で2パーセント程度にとどまっている。

このことは、民間の情報インフラの整備が進む中で、県の情報ハイウェイのメリットが不明確となっていることも一因と考えられる。

については、改めて、鳥取情報ハイウェイのメリットを明確にした上で、県庁各課、県内企業等に周知を図り、岡山県との相互利用も含め有効活用を図られたい。

4 文化観光局

文化芸術情報の県民への提供について（文化政策課）

現在、県のホームページに文化芸術活動の開催に係る情報をカレンダー形式で掲示している。

しかし、県が団体から情報発信要望をとりまとめた後で、ホームページに掲示するようにしているため、掲載情報は一部の団体のものに限られており、情報量も少ない状況にある。

文化芸術情報を、幅広く情報を収集すると共に利用しやすい形で提供していくことは文化芸術活動の活性化、鑑賞機会の拡充という面で重要な課題であり、鳥取県文化振興財団が発行している「A r t e」を活用するなど文化団体等と連携し広範な文化芸術情報を収集し、提供する必要がある。

については、文化団体や文化振興財団と協議を行い、多彩な文化芸術情報を効率的に収集するとともに、速やかに県民に提供する方策を検討されたい。

5 福祉保健部

不妊に関する知識の啓発について（子育て応援課）

不妊治療は治療費が高額であり、また、健康保険が適用されない治療もあることから、治療を諦める者も少なくない。

一方、最近では、妊娠時期の高年齢化が進むほど、不妊リスクが高まることがわかってきている。こうした知識を習得させれば、就労、妊娠・出産等を控えた若い世代が、妊娠等の知識や妊娠適齢期を正しく理解した上で生涯設計を描くことができると考える。

県では、短大生や大学生に対して不妊に関する知識を習得させるよう努めているものの、妊娠時期の高年齢化が進むほど不妊リスクが高まるという事実が十分に認識されているとは言いがたいと考える。

については、不妊に関する最新情報に基づいて必要な知識を若い世代に習得させるとともに、妊娠適齢期に関する知識の啓発に努められたい。

6 生活環境部

小規模団地等の市町村への移管について（住宅政策課）

市町村に管理を委託している小規模団地等については、市町村の要請に基づき建設したものであるが、入居者は地元の方で固定化されており、実態として、市町村営住宅として機能している。

このため、県では小規模団地等を市町村へ移管することが適当であると考え、平成17年度に対象市町村に移管に関して説明を行っているが、これまで移管対象戸数の約4分の1にあたる194戸（10団地）を移管したのみで、多くの団地が未移管の状況にある。

この状況は、平成17年度に移管の説明と要請を行って以降、働きかけの多くは事務的な協議や文書での意向照会にとどまり、積極的な説明や働きかけを行っていないことに原因があると考えられる。

については、建設に至った経緯や移管の考え方等を改めて首長に直接説明するなど、移管が促進されるよう、強力に働きかけられたい。

7 商工労働部

求職者に対する就職支援体制の強化について（雇用人材総室）

県では求職者に対する就職支援のため、国等と協力して若者仕事ぶらざ及びふるさとハローワークを設置するとともに、県独自にミドル・シニア仕事ぶらざを設置して、就職関係情報提供、キャリアコンサルティング、職場体験講習など幅広いサービスを行い成果を上げている。

一方、県内の雇用情勢は平成21年9月のリーマンショック後、極めて厳しい状況が続いており、今後も県内外の企業の事業再編などに伴う離職者の増加が見込まれている。

については、今後、増加が見込まれる求職者の多様なニーズに手厚く対応するため、国等の関係機関との連携を深め、就職支援体制の一層の強化充実を図られたい。

また、高等技術専門校では、平成23年度から緊急雇用創出事業臨時特例基金を財源として就職支援指導員を配置し、就職相談体制、企業対応等の充実を図り、その効果も上がってきたところであるが、当該基金事業は平成24年度限りで終了する。

については、相談支援機能を高め確実な就職に結びつけるため、高等技術専門校への就職指導支援員の継続的な設置等、必要な対策を講じられたい。

8 農林水産部

鳥取和牛の振興について（畜産課）

県の和牛振興については、平成21年度に「鳥取県和牛ビジョン」を策定し、生産者、農業団体、行政が一体となり取り組んでいるところである。

県では、「鳥取和牛」のブランド化の推進のため、近年の消費者の健康志向のニーズも踏まえ、従来の格付けとは異なるオレイン酸含有量に着目した新たな指標を導入し、「鳥取和牛オレイン55」のブランド化に取り組んでいる。この「オレイン55」に対する市場の評価は高く、全国からの引き合いも活発化している。

しかし、「鳥取和牛オレイン55」の認定頭数が少ないことから、卸業者等からは安定的な供給ができる体制が求められている。

この状況に対応するため、その元となる肉牛出荷頭数の増加にも取り組んでいるところであるが、今後、肉牛出荷頭数を増やすためには、経営体質の強化が不可欠と考える。

については、和牛の安定的な生産体制を構築し、経営の効率化や規模拡大をさらに推進するとともに、「鳥取和牛」が和牛ブランドとして全国で高く評価されるよう一層努められたい。

9 会計管理者

財務会計事務の適正化について（会計指導課）

ア 財務会計事務の周知徹底について

平成23年度決算に係る定期監査結果では、前年度に比べ不適正な事務処理の件数は減少しているものの、収入事務では調定遅延、契約事務では契約書の条項漏れ等の不適正な事務処理が依然として相当数見受けられた。

これらの主な発生要因としては、担当者及び上司の事務処理方法の改正等に対する認識不足や、平素からの事務処理に対する把握意識の欠如からくる上司の進行管理不足であった。

については、不適正な事務処理が繰り返されることのないよう、事務処理が改正された事項の周知と適正な進行管理の徹底について指導されたい。

イ 事務処理の確認体制の強化について

不適正な会計事務の中には、収入証紙特別会計において公金振替の金額を誤ったまま確認することなく、決算を行ったものが見受けられた。

また、年度末や出納整理期間終了間際に行った事務処理では、最終的に修正はなされたものの、決算に影響を与えかねない誤った事務処理も見受けられた。

これらの誤りは、担当課及び会計局の確認が不十分であったことによると考えられる。

については、事務処理の確認体制の強化を徹底するとともに、年度末及び出納整理期間における事務処

理において決算が正確に行われるよう特段の注意を払われたい。

10 教育委員会

(1) いじめ問題への取組について（教育総務課、小中学校課、特別支援教育課、教育センター、高等学校課）

学校におけるいじめ問題は、昨年10月の大津市の中学生の自殺に端を発し、本年9月には川西市の生徒の自殺等、全国的な社会問題になっている。

また、本県でも、米子市においていじめによる被害届が警察署に提出され、境港市においてもいじめが懸念される事案が発生する等、深刻な問題となっている。

いじめの発生事案からは、学校でいじめの把握ができていなかったり、その把握が遅くなる等の問題もあり、的確な対応がなされていない状況もうかがえる。

このような状況に対応するためには、平素からいじめの実態を常に把握し、県及び県教育委員会、市町村教育委員会、学校、保護者等が一層の連携を行う必要がある。

については、県教育委員が県民に対し、いじめ問題に対する姿勢を明らかにし、いじめを許さない地域・学校文化、学級づくり、いじめの早期発見・早期対応及び事案が発生した場合の迅速で誠意ある対応等の対策を講じられたい。

(2) 心の病気を抱える小中学校教職員への対応について（教育総務課）

教職員の仕事は、児童・生徒の人格形成に関わる専門的な業務であり、近年の社会情勢の変化等により、極めて緊張感の高い状況に置かれている。このため、県立学校では、教職員に対して、健康管理主事が健康管理を行い、さらに心の病気を抱える教職員に対しては、早期から健康管理主事や主治医等と連携した療養支援を行っている。

しかし、小中学校の教職員に対しては、健康管理を含めた服務監督は、市町村教育委員会の所管であるため、心の病気については90日以上休職者を中心とした対応にとどまっており、また、小中学校の教職員に対する県教育委員会の関わりが少ないため、県立学校の教職員に比べて、実態把握が不十分となり、療養支援が十分に行われていないことも懸念される。

心の病気は、早期に発見し、早期に対応することが極めて重要であり、また、心の病気を抱える教職員は、相変わらず減少していないことから、県教育委員会は任命権者として、小中学校の教職員に対しても十分に対応する必要がある。

については、県教育委員会は市町村教育委員会と連携し、小中学校の教職員の心の病気を早期に発見するとともに、早期にきめ細かな療養支援が行われる体制づくりを検討されたい。

また、臨床心理士を定期的に教育センターに派遣し、随時カウンセリングを受けることができる等の相談体制の整備に努められたい。

(3) 高等学校生徒への特別な支援に係る情報提供や支援体制について（特別支援教育課、高等学校課）

小中学校においては、発達障がいのある児童生徒のうち、知的障がいを伴わない者は特別支援学校の入学対象とならず、学習や生活の面でサポートが必要な場合は、一般の小中学校に在籍して、児童生徒ごとに個別の教育支援計画を作成して支援を行っている。

高等学校においても発達障がいのある生徒の支援を図るためには、個別の教育支援計画の作成が必要であり、そのためには中学校から高等学校へ個人の情報を引き継ぐ必要がある。

しかし、保護者の意向等により、中学校から高等学校へ引き継がれていない場合も想定されるが、個別の教育支援計画の高等学校への引継状況を十分に把握していない状況が見受けられた。

については、発達障がいに係る個別の教育支援計画の中学校から高等学校への情報提供が行われていない実態やその原因を把握し、円滑な情報提供の仕組みづくりを検討されたい。

また、高等学校において発達障がい、被虐待、不登校等の問題を抱える生徒に対応するためには、福祉相談センターや福祉・医療機関等との連携も必要である。

については、各高等学校の状況をよく把握し、必要な生徒に十分な対応ができるよう、スクールカウンセラーの常駐化やソーシャルワーカーの配置なども検討されたい。

(4) 昼間定時制高等学校の見直しについて（高等学校課）

定時制高等学校は、様々な理由で全日制の高校に進めない青少年に対して高校教育を受ける機会を与えるために設けたものである。

昼間定時制では、生徒の多様なニーズに応えるため午前部及び午後部を設置しているが、午後部のかなりの生徒は午前から登校している状況である。

また、午前部を希望した生徒が定員の関係で午後部の入学となっているケースも多く見受けられた。

このような状況を踏まえると、生徒の希望に対応するため、午前部と午後部を統合したコースの設定についても検討の余地があると考ええる。

また、生徒の中には、引きこもり、対人不安や不登校等の問題を抱えた生徒もおり、中途退学者も多いことから、生徒指導等の個別の対応が必要であるため、学校にスクールカウンセラーの常駐化を望む声がある。

さらに、学校施設においては、旧鳥取農業高等学校、旧淀江産業技術高等学校の跡地を利用して開校したことから、現行の学校運営で使用しない未利用施設や老朽化した施設等が多く見受けられ、教育環境として好ましい状況ではなかった。

については、昼間定時制高等学校が設置されてから7年以上も経過したこともあり、昼間定時制高等学校の問題点を整理し、必要な見直しや対策を検討されたい。

(5) 博物館所蔵品の所蔵場所の確保等について（博物館）

博物館では、膨大な数の貴重な所蔵品を保管しているが、所蔵場所が不足しているため博物館以外でも保管せざるを得ない状況になっており、平成15年度以降は資料等の寄贈受入を抑制している。

厳密な温湿度管理が必要な所蔵品は、博物館の史料書庫、資料保管庫、絵画収蔵庫及び美術収蔵庫等に所蔵しているが、所蔵品全体の約247千点のうち、厳密な温湿度管理を要しない鉱物資料など約4,500点の所蔵品は、高等学校の使用されていない実習室等に保管している。

博物館が所蔵するこれらの貴重な文化資源は、次世代に良好な状態で引き継ぐとともに、資料として価値の高いものは広く県民へ公開するべきと思われる。

しかし、年々所蔵品が増え、温湿度管理ができる保管場所も飽和状態になっていることから、所蔵品の適正保管や公開に支障を来すことが懸念されているところである。

については、貴重な所蔵品を県民に公開することを念頭に置き、良好な状態で適正に保管できる所蔵場所の確保等を早急に検討されたい。